東近江市商工会建設業部会 技能資格等取得促進助成金交付要綱

（目　的）

1. この要綱は，東近江市商工会建設業部会部会員（以下、部会員という。）の、各種技能資格の取得を促進し、部会員の資質向上と事業発展、拡大に資するため、部会員の技能資格等の取得に関し受講経費の一部助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象）

1. この要綱における助成対象者は、部会員とその事業に従事する家族、従業員とする。但し、年度内に申請し取得した資格等に限る。

（対象資格等）

第３条 この要綱における助成は、別紙内容に基づく資格等取得に関し、受講料の一部に

ついて助成を行う。但し、安全衛生教育等関係は除く。

（助成の額）

第４条 　この要綱における助成の額は次の額とする。

資格等受講料金の千円未満を切り捨てた金額か、５，０００円のいずれか低い方の

金額。

（助成の上限）

第５条　 この要綱における各部会員に対する助成申請の上限は、１部会員事業所、年度内１回

限りとする。

（助成の順位）

第６条　　助成の順位は申請書（様式１）により申請のあった先着とし、助成の総額に達した時、助成は終了する。

（助成の総額）

第７条 　この要綱での年度内（４月１日から翌３月３１日）総額は、予算の範囲内で東近江市

建設業部会幹事会において決定する。

（助成の申請）

第８条　 助成の申請は、次の書類を提出する。

1. 申請書（様式１）
2. 別紙：助成対象 技能講習一覧で支払った受講料金の領収書またはコピー

（振込先が確認できる振込用紙）

1. 受講資格の種類が確認できる書類（受講票等のコピー等）

（要綱の改廃)

第９条 この要綱の改廃は、東近江市商工会建設業部会幹事会において行う。

附 則 　この要綱は、令和元年度東近江市商工会建設業部会第１回幹事会の日から施行し、

　　　 平成３１年４月１日から適用する。

　　　 　この改正は、令和２年度東近江市商工会建設業部会第１回幹事会の日から施行し、

令和２年４月１日から適用する。

（様式　１）

技能資格等取得促進助成金

申　　　請　　　書

東近江市商工会

建 設 業 部 会 長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　事業所

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

東近江市商工会建設業部会技能資格等助成金の支給が受けたいので、下記のとおり

申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 |  | 年齢 | 　才 |
| 事業者との関係 | 1　本人　　　　２　家族　　　　３　従業員 |
| 受講資格等ホームページ等で、該当する資格等を確認してください | （交付要綱第３条に規定する資格等に限る） |
| 受講料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 受講終了日 | 　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　日 |
| 振込先 | 銀行・信用金庫・農協 | 本店・支店・出張所・代理店 |
| 種目 | １．普 通 | ２．当 座 | 口座番号 |  |
| 口座名義 | ( カタカナ ) |
| 　 ( 漢字 ) |

|  |
| --- |
|  |
| ※　助成対象者は、東近江市建設業部会員又は、その事業に従事する家族、従業員とする |
| ※　年度内に申請し取得した資格等に限る |

　　　　　　　助成金額の計算

①　　　　　，０００円

受講料×０.２５＝　　　　　　　　　　　　（千円未満切り捨て）

助成金額　①と５，０００円の少ない方の金額

　　　　，０００円

　　　　添付書類　　①受講料金額、支払先が確認できる領収書または振込票の写し

　　　　　　　　　　②受講資格等が分かり、受講した事または資格取得した事が

確認できる書類（受講票等）

　※　東近江市商工会建設業部会が部会の予算の範囲で行う事業です。先着順に助成を行い、

予算が無くなり次第助成は終了しますので、必ず助成できるものではありません。